

不登校児童生徒の支援ハンドブック



作成のねらい

山形県教育委員会では不登校児童生徒とその家族を支えるため、令和3年に「不登校児童生徒の相談支援ガイド」(リーフレット)を発行し、不登校児童生徒を支援する教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体、親の会等の情報をお知らせしました。(→8ページ参照)

このハンドブックは、学校の先生方とまわりで支援する方々が手を携え、本人とその家族を支え合う関係づくりを進めること、そして不登校対応の基本を理解することをめざしています。学校における組織対応や、まわりで支援する方々との連携した支援事例等をまとめましたので、ぜひご活用ください。

児童生徒の将来の社会的な自立を促すため、さらなる支援の充実と改善にリーフレットとハンドブックを役立てていきましょう。

山形県の不登校の状況

小中学生は県内の児童生徒数が減少している中、増加傾向!

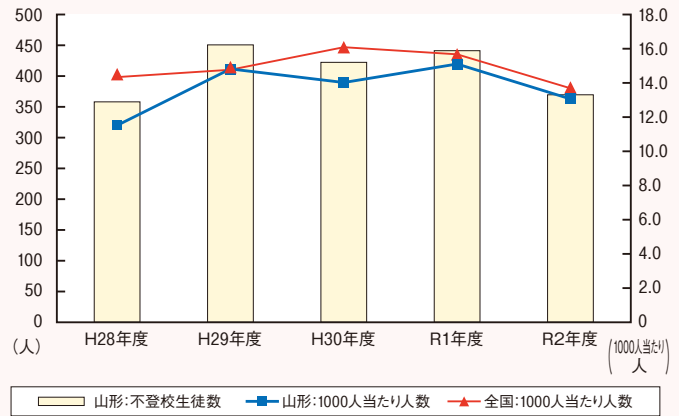
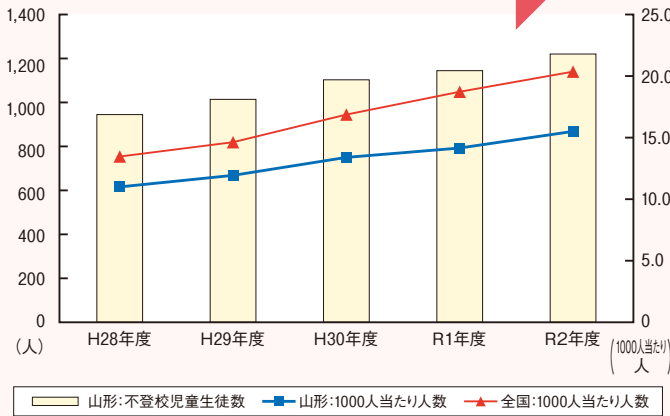


図1 小中学校の不登校児童生徒数の推移

図2 高等学校の不登校生徒数の推移

(図1・2ともに「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より引用)

主たる要因

- ◆小学校 ①無気力・不安 ②親子の関わり方 ③生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ◆中学校 ①無気力・不安 ②いじめを除く友人関係 ③生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ◆高等学校 ①無気力・不安 ②生活リズムの乱れ、あそび、非行 ③いじめを除く友人関係

文部科学省「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」(対象:不登校だった児童生徒と保護者)

- ①最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ
 - 小学校「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」
 - 中学校「身体の不調」「勉強が分からない」「先生のこと」
- ②最初のきっかけとは別の、学校に行きづらくなる理由
 - 小中学校「勉強が分からない」



本ハンドブックの詳細版を山形県HPに掲載しています。 [←参照:ハンドブック](#) と記した部分は、ぜひご参照ください。

- ### 目次
- 1 不登校児童生徒の支援の動向
 - 2 不登校への対応及び未然防止に向けた取り組み
 - 3 学校における不登校児童生徒の支援
 - 4 校種間の連携について
 - 5 教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援
 - 6 医療機関や福祉・子育て支援行政部局との連携支援
 - 7 支援実践事例集(13事例)
(SC・SSW・医療機関・養護教諭・教育相談員・教育支援センター・フリースクール等民間支援団体との連携した支援の実際について)
 - 8 県内不登校児童生徒の支援組織・連絡先等



こちらからダウンロードできます

不登校の未然防止

不登校や問題行動等について、「未然防止」の取組みが大変重要になります。各学校や学級で行っている「未然防止」の取組みは、「居場所づくり」と「絆づくり」の2つに整理することができます。これらの取組みを児童生徒の実態に応じて設定していくことが大切です。

POINT



居場所づくり（教職員が主導）

教職員が児童生徒にとって安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくる。

取組み例

- 児童生徒同士が互いを知ることができるように自己紹介の場を企画する。
- 月初めに学習や生活のルール等を丁寧に確認する。
- 児童生徒の声（発言）を丁寧に聴き取り、安心して話せる関係づくりに努める。
- からかいやふざけ合い等に毅然とした態度で指導する。

POINT



絆づくり（児童生徒が主体）

児童生徒が主体的・協働的に取り組む活動を通し、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことができるように、教職員が黒子となって場や機会を設ける。

取組み例

- 児童会や生徒会等の活動内容を児童生徒から募集し取り組む。
- 学級や学年で行うレクリエーションを児童生徒が企画・運営する。
- 授業のグループ学習の場面において、進行役を設け、自分たちでわからないことや気づいたこと等を聴き合い、学習を深めていける時間を確保する。

児童生徒の実態に応じて、「居場所づくり」と「絆づくり」をバランスよく！

居場所づくりにとどまることなく、「絆づくり」を進めていくことが重要！

←参照：ハンドブック pp.12-14 「2 不登校への対応及び未然防止に向けた取組み（2）児童生徒の自己実現につながる学校生活の充実」

※不登校を新規数と継続数で分けてみると…

不登校児童生徒数を図3のように「継続数（前年度も不登校）」と「新規数（前年度は不登校ではない）」に分けて分析することが大切です。例えば、中学2年生の継続数は中学1年生の全体数から減少している一方で、中学2年生の新規数が上乗せされているため、全体数は増加しています。このことから、未然防止の取組みも充実させる必要があると考えられます。このように見方を変えることで、学校の不登校対策を具体的に検証することができ、より充実した対策を行うことができます。

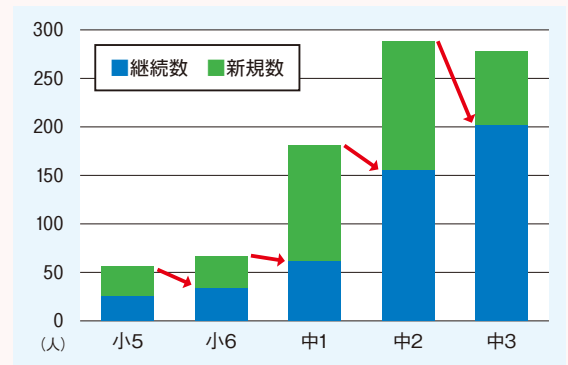


図3 山形県の不登校児童生徒数
(山形県の公立小中学校のH27～H29の平均値)

POINT



忘れていませんか？「生徒指導の三機能」について

授業において…
生活場面において…

自己決定の場を与えること

…心がけて指導しましょう

自己存在感を与えること

共感的人間関係を育むこと

←参照：ハンドブック pp.11-12 「2 不登校への対応及び未然防止に向けた取組み（1）学校における生徒指導の充実」

不登校の早期発見



言動や表情からのSOSサイン



登校しぶり・
連続欠席

イライラ・不愛想・
呼びかけに反応

元気がない・無反応・
感情表現の乏しさ

途方に暮れる・活動等で
周りについていけない

考えられる背景

成績の低下
友人関係の変化

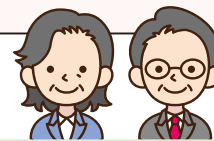
家庭環境の変化

心的エネルギーの
不足・枯渇

ソーシャルスキルの未獲得
生活経験の不足



教師と学校の対応



「話しやすい先生」をつくる

言葉にならない不安やつらさをわかって
くれる大人がいる安心感をつくる。

登校できないことを「サボリ・怠け」と決めつけない

児童生徒の登校意欲は状況によって変化します。
「登校できていること」は当たり前とせず、
「すくみ状態」であることを理解します。

←参照：ハンドブック pp.21-23 「3 学校における不登校児童生徒の支援 (1)初期の対応」

初期の欠席対応（休みはじめ～1、2週間程度※）※本人の状況による

児童生徒・保護者の心をほぐす丁寧な対応

不安な状況に児童生徒や家族は、どうしたらよいかわからず戸惑っている状態です。教師は落ち着いた環境で、本人・保護者が安心できるような「話の聴き方」に徹し、緊張や混乱を和らげます。教師は児童生徒の変化にしっかりと寄り添う、不安やつらさを理解する大人の役割となり、丁寧な対応を心がけます。

児童生徒・保護者を支える信頼関係づくり

保護者の心情を汲み取り、学校としての立場や考えを押し付けずに信頼関係づくりを最優先します。家庭を責めるような物言いや学校に責任が無いような発言を避け、「一緒に考えていきましょう」という姿勢でかかわります。

組織的な対応の開始

不登校の兆候が見られたら、欠席初日～3日程度までに役割分担と対応を開始します。

特に事前の情報から不登校傾向が強いと思われる児童生徒・保護者に対しては、兆候の段階または初日の欠席連絡が入った時点で動き出す必要があります。幾つかの事態を想定して、事前にSC、SSWの活用も含め「ケース会議」等で対応の準備をしておきます。（4ページ **ケース会議** 参照）

←参照：ハンドブック pp.22-23 「3 学校における不登校児童生徒の支援【不登校の初期対応の考え方】」

CHECK



保護者との「連携」～ともに困難に立ち向かうための信頼関係を構築するために～

「～すべき」「原因探し」を一旦脇に置き、保護者の心情に耳を傾けます。激しい言葉、感情的な言葉を発する背景にどんな事情がかくれているのかを推察し、学校としてできること、保護者の方に協力してほしいことを整理しながら話し合います。

←参照：「子どものよりよい成長のために つなぐ・つながるための保護者連携ハンドブック」
県教育センターH27.3（県教育センターHPよりダウンロード可能）

こちらから
ダウンロード
できます



中～長期の対応（1週間以上の欠席）

心的エネルギーの補充

誰よりも「～ねばならない」気持ちが強い児童生徒は、自らの小さな失敗やつまずきを許すことができず、悪循環に陥りやすいと言えます。欠席が週を越えて連続し始めたら、まず心をほぐすことと心的エネルギーを日常生活から補充し直すことを考えます。心的エネルギーの補充の仕方は

「得意なことをのぼすこと」「生活リズムの確立や手伝い等小さな成功体験・認められる体験」等

一人ひとりの特長を見極め、ふさわしい補充方法を見つける必要があります。この際、何でも完璧を求めるタイプの子が成功体験だけを積み重ねるとますます失敗を恐れるようになっていたり、考えが偏りがちなタイプの子に得意なことだけをさせると他のことを一切やらなくなったりこだわりを強めたりするので特に注意が必要です。保護者とじっくり話し合い、理解と協力を得ながら学校と家庭が歩調を合わせて本人を支援していく姿勢が必要です。

「チーム学校」で担任をフォローアップ

学級担任もまた「自らの学級経営に問題があったのでは」と必要以上に自分を責めていることがあります。学級担任が一人で抱え込むことのないよう、早い段階から校内のチーム機能を確認し、具体的に、誰と誰が、いつ（どうなったら）、どう動くのか、どこまでどのような支援を続けるのか、等について詳細に打ち合わせておくことが重要です。（→6・7ページ参照）

SC、SSW等、専門家の意見を伺い、支援策を学校全体で確認

長期化するとなかなか状況が改善せず、先の見通しも持ちにくくなります。できるだけ早い段階でケース会議等において児童心理の専門家であるSC（スクールカウンセラー）や、児童福祉の専門家であるSSW（スクールソーシャルワーカー）等の知見を生かし、「将来の社会的な自立」という視点に立ち、本人を支える支援を考えていくことが大切です。また、保護者の不安や悩みも複雑です。家族を支えることも念頭において確認できるとよいでしょう。

←参照：ハンドブック pp.33-36 [3 学校における不登校児童生徒の支援 (3)校内組織における役割と対応
④SCによる対応 ⑤SSWによる対応]

組織的な対応の確認

ケース会議

【目的】 事例を個別に深く検討することで、その状況の理解を深め対応策を考える。対象

ケース会議の参加者(例)

担任 学年主任 校長 教頭

養護教諭 生徒指導担当 SC SSW

コーディネーター

(不登校児童生徒支援担当・特別支援教育担当・教育相談担当等)

学校や児童生徒の状況に応じた参加者

ケース会議の具体的な流れ(例)

ステップ1

- 児童生徒の状況の把握と心理面の理解
 - ▶児童生徒に関わりのある人がその状況を共有する。(授業中、部活動、保健室、別室での状況や人間関係等)
 - ▶保護者や関係機関等からの情報を共有する。(家庭での状況や保護者が感じている不安等)

← POINT ●現時点の課題を明確にし、共有しましょう。

週時程への
ケース会議の位置づけ

ホワイトボード等の用具を
活用した短時間会議

職員室内や隣室等への
簡単な対話スペースの設置



忙しい中でも職員間の情報の共有を図る工夫

校務支援システム(校内ネットワーク)
を活用した情報収集

職員会議の内容を精選し、
職員間の児童理解の時間を確保

休み時間を利用した
短時間で学年全員が
そろう会議

←参照：ハンドブック pp.25-27 [3 学校における不登校児童生徒の支援 (2)組織的対応 ②ケース会議]

時差登校・保健室登校・別室登校の検討

児童生徒の状態によって可能である場合、上記の対応の検討を行います。この場合、学級担任だけの対応は大きな負担となるため、ケース会議で組織として誰がどのように対応するかを確認し、学校全体で共通理解します。ただ、児童生徒の状況は日によって変化することもあります。大切なのは本人の気持ちを尊重し、柔軟な対応が求められることも念頭におかなくてはなりません。

←参照：ハンドブック pp.24-25 [3 学校における不登校児童生徒の支援 (2)組織対応①組織的な対応の考え方]

教育支援センター、民間支援団体、医療機関等の外部機関の情報提供

児童生徒や保護者のニーズに応じて、上記外部機関の情報を提供していきましょう。長期化してしまうと、児童生徒の社会との接点が失われてしまいます。学校以外の居場所の一つとして、教育支援センターや民間支援団体等での支援があることを伝えます(→8ページ参照)。医療機関との連携については、児童生徒と保護者が不安にならないように、受診してよかった事例を話す等、伝え方に留意しましょう。

←参照：ハンドブック pp.43-46 [5 教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援] pp.47-54 [6 医療機関や福祉・子育て支援行政部局との連携支援]

家庭との連絡を絶やさない

学校からの予定・連絡・配付物・進路情報等は児童生徒本人が見る・見ないにかかわらず確実に届けます。状況に応じて保護者へ伝えることにとどめる等、配慮も必要です。学校との信頼関係を維持していくためにも、学校として「将来を案じて関わり続ける」という姿勢を伝え続けることが大切です。保護者とはコミュニケーションをとると同時に、不安や悩みでいっぱいの子育ての苦労について、ねぎらいの言葉をかけたりする等、思いを受け止めてあげましょう。

←参照：ハンドブック pp.28-32 [3 学校における不登校児童生徒の支援 (3)校内組織における役割と対応 ①担任・学年団による対応]

実際の支援に生かす

となる児童生徒のアセスメント（見立て）やプランニング（手立て、目標と計画）を行う。

ステップ2

○支援目標の検討

- ▶状況や児童生徒本人の気持ちや保護者の意向を尊重し、できそうなことを考える。



- 支援目標は、「本人が○○する・できる」、「保護者が○○になる」等、具体的に設定しましょう。
- 児童生徒本人の持つ資源（長所や人間関係等）を生かしてみましょ。

ステップ3

○支援方法の検討

- ▶「誰が」「いつ」「どんな」支援を行うかを確認する。
- ▶すぐにできそうな具体的な方法を考える。



- 当事者の混乱を整理し、不安や焦りを和らげられるような支援を考えてみましょう。

ケース会議後の実際の支援に生かす

※ケース会議は、1回で終わらず、途中経過の確認、支援方針・役割分担の調整など、数回の開催が望まれます。

回復期支援の留意点

○回復の兆候が見られた場合、一喜一憂せずにスモールステップで在校時間等に制限を設けたりしながら、焦らずに学校復帰・教室復帰を目指します。

「一度回復の兆しを見せても、ある日突然「やっぱり無理」・「家（別室）に戻る」・「何もしたくない」・「先生」や親が勝手に決めた」と態度が硬化する場合があります。



保護者を含めたまわりの大人は一喜一憂しないようにします。慌てずに少しずつ動きをつくり、本人の気持ちを丁寧に確認しながら小さな失敗や成功の体験を積み重ね、自信を回復させます。

焦る気持ちを抑えながら常に感情を平穏に保つことが重要です。

「誰のための学校復帰なのか」「大人が安心感を得るための支援になってはいないか」を忘れないこと！

←参照：ハンドブック pp.28-38 [3 学校における不登校児童生徒の支援 (3)校内組織における役割と対応]

「チーム学校」による組織的対応 「チーム学校」としてしなやかに対応できる力を高め、すべての児童生

※校種や学校の規模によって異なる場合があります。



- 1 すべての教職員が「不登校になっている児童生徒の状態」を理解する
- 2 組織的な支援の「ポイント・現在地」を共有する
- 3 児童生徒の「社会的な自立」を支えるための長期的な視野を持つ

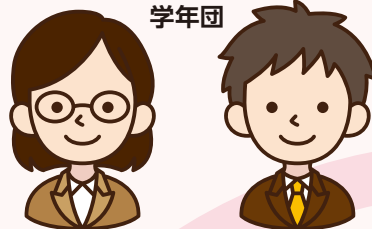
そのために

それぞれの立
「今できる
「みんなで

◆児童生徒への支援の実施

- ▶ 校内からの情報や本人の状況に合わせた支援方針や具体的内容の検討（時差登校・保健室登校・別室登校等の対応に係る連絡・調整等）
- ▶ 学級担任のサポート
- ▶ 児童生徒及び保護者面談対応 等

本人と関わりのある親しい児童生徒を介した支援・情報収集等も検討します。



学年主任・学級担任
(必要に応じて部活動担当)

◆児童生徒・保護者との

- ▶ 定期的な電話連絡
- ▶ 家庭訪問の実施
- ▶ 児童生徒・保護者面
- ▶ 支援方針の確認 等

信頼関係を築くために…

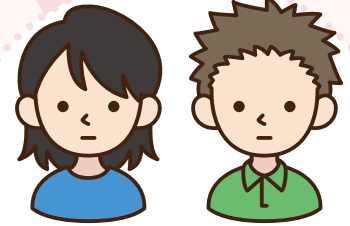
- ・連絡方法や訪問の頻度について確認
- ・家庭での様子・すごし方を理解
- ・本人の希望や考えを理解

◆いじめや問題行動等の対応

- ▶ いじめアンケートから得た情報の共有
- ▶ 事実の確認や指導等対応の検討 等



生徒指導担当
保健担当



児童生徒

◆心と体の相談窓口

- ▶ 児童生徒や保護者の相談対応
- ▶ 保健室だよりの発行による周知
- ▶ 学活等を活用した児童生徒への指導 等

◆相談情報・支援状況の共有

- ▶ 健康観察や利用状況、健康診断結果等からの分析
- ▶ 医療機関等との連携の検討 等

◆保健室登校の対応

- (必要に応じて)
- ▶ 保護者面談対応



養護教諭



保護者(家族)

スクールカウンセラー
(SC)



◆カウンセリング 児童生徒・保護者、それぞれを対象としたカウンセリング

◆コンサルテーション 個別ケースについて臨床心理的な観点からアセスメント、今後の関わり方等について助言

◆カンファレンスへの参加 解決へ向けた対処の方向性を話し合う協議に参加、心理専門的な助言

◆アセスメント 子どものアセスメント、関わり方の工夫について提案

◆研修や講話 児童生徒、保護者、教職員等に向けた研修や講話、講演

◆緊急支援対応 災害や事件、事故等による心理的危機的状況が発生した場合の心のケア

初期対応から児童生徒の悩みをじっくり聴いて気持ちを回復させる必要がある場合、スクールカウンセラーとの面談が有効です。また、保護者自身がわが子とどのように関わるべきか等について相談したい場合にも、SCに相談することが効果的な場合もあります。

徒の将来の社会的な自立を促し、成長を支えていきます。

←参照:ハンドブック pp.28-38「3 学校における不登校児童生徒の支援 (3)校内組織における役割と対応」

場で児童生徒を支えるために
こと」「これからできること」をさがし、
やる」組織を作ることが大切です。

具体的に… ○日常的に情報交換ができる
○困っているときに声を発することができる
→「孤立」と「抱え込み」を防ぐ、温かみのある職場づくり！

対応窓口

談対応



管理職
(校長・教頭)

- ◆機能する校内支援体制づくり
- ◆児童生徒の進学先との連絡窓口
- ◆外部関係機関等との連絡・調整の窓口
 - ▶教育委員会
 - ▶教育支援センター
 - ▶フリースクール等をはじめとした関係機関 (必要に応じて)
 - ▶保護者面談対応



コーディネーター
不登校児童生徒支援担当
特別支援教育担当
教育相談担当 等

- ◆特別支援や不登校の対応に係る調整窓口
 - ▶発達等の課題に合わせた支援対応の検討
 - ▶特別支援教育の視点からの支援に対する助言及び提案
 - ▶医療機関等との連携の検討等 (必要に応じて)
 - ▶保護者面談対応



教育相談員
(別室指導担当)

- ◆支援状況の共有
 - ▶口頭や書面による支援内容や変容の報告
 - ▶児童生徒から得た情報共有等

スクールソーシャルワーカー (SSW)

児童生徒の進学先との連携

在籍中の支援に係る情報を進学先に伝えたり、相談に応じたりする等、児童生徒の社会的な自立を支えるパートナーとして、連携を図ることが大切です。

←参照:ハンドブック pp.39-42
「4 校種間の連携について」

外部関係機関等

**教育委員会
教育支援センター (適応指導教室)**
→8ページ参照

フリースクール等民間支援団体
→8ページ参照

医療機関 (心療内科・精神科等)

医師による外来診察だけでなく、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等による本人とのカウンセリング、心理検査等を行い、学校復帰や生活の自立に向けた助言を受けることができます。家族もサポートを受けられる機関もあります。

**市町村の福祉・子育て支援部局
児童相談所 等**

不登校の背景に児童虐待や生活困難などの問題を抱えている場合、児童生徒の健やかな成長のために積極的に連携を行い、支援を開始する必要があります。

- ◆問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ◆関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ◆学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ◆保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ◆教職員等への研修活動 等

不登校の要因として、家庭での虐待、ヤングケアラー、保護者の発達障がい、家族のひきこもり、精神障がい等、児童生徒の置かれた環境に課題がある場合に、児童生徒にどのような支援が必要になるのか、スクールソーシャルワーカー (SSW) 等の専門家の見立てが必要です。

児童生徒の家庭を含めて支援が必要な場合、関係機関等 (児童相談所、市町村子育て・福祉担当部局等) との連携が重要となり、その連携の橋渡しをできる専門家がSSWです。

教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援

欠席が長期にわたる場合、学校への復帰が難しい場合もあります。不登校の状況は様々なため、学校だけでは対応が難しい場合は、関係機関等と連携し「社会的な自立」を見据え、児童生徒への支援にとどまらず、保護者の支援も含め継続的に行うことが求められます。

(1)教育支援センター（適応指導教室）での支援

教育支援センター（適応指導教室）とは市町村教育委員会が、学校以外の場所等において学校生活への復帰を含めた社会的自立に向けて支援するために設置したものです。

教育支援センターには、教育相談員等の職員が在籍しており、来所や電話、訪問や巡回による相談や、児童生徒に対して、教科の学習指導をはじめ、生活指導や軽スポーツ活動、個別の教育相談等を行っています。また、通級の状況を学校に報告したり、定期的に保護者会を開いたりして、学校側と通級生の様子についての相互理解や協力の在り方について情報を共有します。

現在、山形県内では24市町に設置されています。

←参照：ハンドブック pp.43-44

[5 教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援 (1)教育支援センター（適応指導教室）での支援]

(2)フリースクール等民間支援団体での支援

県内には、不登校やひきこもりをはじめとした子どもや若者を支援する民間の団体があり、本人への自立支援や家族への支援を行っています。不登校児童生徒の多様な状況に寄り添った支援により、自己肯定感を高めることで社会への復帰を促しています。本県の場合、子どもからおおよそ40才ぐらいまでの若者を支援の対象としている団体が多く、中学校卒業し進学後も切れ目なく支援を継続できることも特徴です。実際に行われている具体的な支援として次の3つがあげられます。

- ①フリースクールの運営、フリースペースの提供による居場所支援や学習支援
- ②家庭へ出向いての訪問支援
- ③電話や来所相談への対応や親の会・家族会等の開催による保護者支援

学校は不登校児童生徒が利用している団体を訪問したり、積極的に連絡を取り合ったりする等、利用している児童生徒の支援の実際や変容等について情報を共有することで、児童生徒本人と家族を支えます。児童生徒の将来の社会的な自立という目標を民間支援団体と学校、家族とが共通理解し、児童生徒本人のペースに合わせて、焦らずに支援を行うことがポイントです。

←参照：ハンドブック pp.44-46

[5 教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援 (2)フリースクール等民間支援団体での支援]

不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット）をご活用ください

県教育委員会では、不登校児童生徒とその家族を支える関係機関、フリースクールや親の会等の民間支援団体の情報をまとめたリーフレットを作成しました。支援に関わる情報や、団体の特徴、連絡先等を掲載しています。

ダウンロードしてご活用ください。

【保護者面談での活用例】

- 児童生徒の状況にふさわしい関係機関や民間支援団体等の支援についての情報を提供する。
- 県関係機関が設置する不登校、いじめ、子育て、発達障がい等の相談窓口を紹介する。



こちらから
ダウンロードできます



医療機関や福祉・子育て支援行政部局との連携について

不登校児童生徒の中には、心身の不調が著しい状態や発達に課題があり医療による適切なサポートが必要なケース、また家庭環境等の要因で不登校の状態になっているケースもあり、学校だけでは対応が難しい場合もあります。福祉・子育て支援行政部局との連携も検討することも必要です。

←参照：ハンドブック pp.47-54 [6 医療機関や福祉・子育て支援行政部局との連携支援]